

光緒戊戌年における反変法活動の意味

八百谷 晃 義

【要約】 戊戌の年、すなわち光緒二十四年に湖南で発生した変法派と保守派の闘争は、いったいどのような意味をもつものだったのか。変法派の主張は紳権の伸長をめざしながらも、科挙制度の改革により、かえって士という階級の相対化を導きかねないものであった。一方保守派の主張は、伸長せんとする紳権に対して皇権の擁護を言うものであったが、中央の変法政策への転換が明確になるにつれ、彼らの立場は矛盾に満ちたものになっていった。変法派によって主導された科挙改革は、省政首脳の積極的な推進により湖南で地歩を占めつつあった。保守派はこれを士という階級の危機としてとらえ、この危機意識が彼らをあえて皇帝の意志に背かしめることとなる。彼らは変法派と同様に自らを組織し、その主張を公論に訴えることによって変法政策の推進を阻止しようとする。このような彼らの行動は、その意志に反して結局のところ皇権の相対化をもたらさざるをえないものであった。

史林 九三巻六号 二〇一〇年二月

はじめに

戊戌の政変後に日本へ亡命した梁啓超は、在日の華僑による資助をうけ、すぐさま『清議報』を横浜に創刊し、これを拠点として盛んな言論活動を展開する。光緒二十四年十一月二十一日発行の該報第二冊で梁氏は、政変後の政府が新政の成果を次々と否定したことを攻撃し、次のように述べている。八月十一日、「士民の上書を禁止す。按ずるに支那の大患

は、内外の蔽塞し、上下の隔絶するに在り。皇上、士民に許して上書せしむは、すなわち明目達聡の盛拳なり。しかれども西后（慈禧太后）筆者註。以下も特に断らない限り同じ）これを禁ずるは、務めて抑塞をもつて主義となせばなり」。八月二十四日、「各督撫に命じて全国の報館を査禁し、厳しく報館の主筆を拿えしむ。按ずるに暴政の行わるは、報館を禁じて主筆を拿えしむに至りて已に極まれり。今の全世界の万国の中、野蠻を以つて自ら居るに甘心する者にあらざれば、この苛政を行うを肯んぜざるなり」。八月二十六日、「会社を立つるを禁じ、会員を拿辦せしむ。按ずるに支那の近两年来、風氣驟かに開くは、頗る学会の力に頼る。「蓋し衆人の力を合わせ、もつて実学を研究するは、実に支那開明の一大機鍵なり。今一律に会員を訪拿せば、ここにおいて各省の有志の士、ほとんど一のよく免る者なきなり」。彼のその士民を威圧する所以の者は、至らざる所なきなり。支那の四百兆の人民、いずれの罪いずれの辜にして、この箝制を受け、しこうして永く自ら抜くあたわざらしめらるや。悲しいかな^①」。この梁氏の理解に従うならば、変法運動期における士民の上書、報館と学会の活動は「支那開明の一大機鍵」となるものであったが、「抑塞をもつて主義となす慈禧太后の「暴政」により打倒され、中国は再び「内外の蔽塞し、上下の隔絶する」状態に逆戻りした、ということになる。この発言は自らも変法運動の主導者のひとりであった梁氏の実感に支えられているだけに、無視できぬ重みを持つていよう。

変法運動に参加した士人たちが目指したものは、学会による紳権の伸長であった^②。彼らは学会、報紙、そして宣伝パンフレットといった新たな工具を用い、士人間の水平的結合を実現することによって、政権とは区別された自らの政治的意志を形成し、しかもそれを実現するための政治参加を目指しつつあった。このような彼らの活動は、皇権、すなわち変法に支持を与えた光緒帝個人ではなく、上層士人を中心とする政権一般としての皇権から見れば自らに対する挑戦であり、戊戌の新政を否定した政変後の政権が、学会や報館の活動を禁圧せねばならなかったのも当然である^③。

紳権が皇権ととり結んだ関係につきその歴史的な演変を論じた呉晗は、清代を紳権が皇権の「奴役」に甘んじた時代^④とした。変法運動期における紳権の伸長は、その「奴役」に対する反抗である。では清末において復活を企図した紳権は、

戊戌の政変によって完全に打倒され、再び自らを皇権の「奴役」にまかせることとなったのか。馮友蘭は中華人民共和国成立後の回想で、自ら経験した辛亥革命の本質について以下のように言っている。「今思いかえてみると、当時の闘争は、紳権と官権の闘争であった」。「考えてみるに、辛亥革命の原動力の一部分は、紳権が官権を打倒しようとしたこと、つまり地主階級非実権派が地主階級実権派を打倒しようとしたことにあつたのだ」。「ここでいう官権と紳権の闘争は、まさに地主階級内部の矛盾が現れたものであつて、辛亥革命がひとつ起るや、紳権はおのずと革命の同盟軍となり、実権を握る地主階級、すなわち清朝皇帝を代表とする地主階級実権派の支配に、一緒になつて反抗したのである」^⑤。紳権が戊戌の年において完全に敗北していたとするならば、辛亥の年に官権、つまりは皇権に対抗しうるほどの伸長を、再び見せることができたのだろうか。二十世紀以降の清末の政治史では、立憲の主張をめぐってはつきりとした紳権の伸長を見ることができると言われる。変法運動期の紳権の伸長と、清朝最後の十年間でのそれとを連続の相からとらえるためには、戊戌の政変によつても、紳権が完全には抑え込まれなかつたことを示さねばならない。戊戌の年と辛亥の年の紳権を、ひとつの線で結ぶことは可能なのだろうか。

① 「清議報」第二冊、戊戌政変記、第五篇、現今政府之情形、第一章、推翻新政。この一文は後に単行された梁啓超『戊戌政変記』にも収録されるが、今普通に利用できる『欽定四庫全書』本では二十四日条の「按暴政之行」以下、二十六日条の「彼其所以威压士民者」以下が除かれている。各日の上論は、『徳宗実録』光緒二十四年八月壬辰、乙巳、丁未にそれぞれ見える。

なお本稿では、引用史料がすべて旧暦によつて記述されたものであるため、暦の記載は原則として旧暦によつて記述している。ただし最近における研究状況を示した箇所、また註で現代に出版された文献の書誌情報を記す場合は、新暦を用いている。

② 李文海『戊戌維新運動時期的学会組織』（胡繩武主編『戊戌維新運

動史論集』湖南人民出版社、一九八三年）。なお当時における学会についての基礎的な研究としては、王爾敏『清季学会彙表』（『大陸雜誌』二十四—二五、一九六二年。今は王氏『晚清政治思想史論』廣西師範大学出版社、二〇〇五年、による）、張玉法『清季的立憲團體』（中央研究院近代史研究所、一九七一年）、同『戊戌時期的学会運動』（『歷史研究』一九九八—五）、湯志鈞『戊戌時期的学会和報刊』（台灣商務印書館、一九九三年）、同『戊戌變法史（修訂本）』（上海社會科學院出版社、二〇〇三年）第三章、組織学会、發行報刊、閔傑『戊戌学会考』（『近代史研究』一九九五—三）等がある。

③ この点については、『戊戌變法時期的政治性活動』として別稿を準備中。

④ 吳晗「論紳權」(『時与文』三一、一九四八年。今は『吳晗文集』北京出版社、一九八八年、第三卷による)。なお吳氏による同時期の一連の研究(『論士大夫』、『論皇權』、『再論紳權』等。今はすべて『吳晗文集』第三卷に収録)をも参照。また清朝の士人政策一般については、井上進「樸学の背景」(『東方学報』六十四、一九九二年)を参照。

⑤ 馮友蘭『三松堂自序』(今は『三松堂全集』河南人民出版社、二〇〇一年、第一巻による)一、社会、第二章、民国時期。なお訳出にあたっては、吾妻重二氏の翻訳(同訳註『馮友蘭自伝』平凡社、二〇〇七年)を参照した。

⑥ 光緒三十三年から清朝倒壊までの清廷と立憲派の駆け引きを簡潔に整理したものとして、邵建「清政府最後の時間表」(『読書』二〇一〇一―二)があり、そのおまかな流れを知るには便利である。清末の立憲運動についての專著は、古くは台湾で発表された張朋園『立憲派与

一 士論の分裂

戊戌の年における変法派の敗北について考える際に注意すべきは、変法派への反感、攻撃が官界内部からだけではなく、官界の外に在る士人から加えられたものもあったという事実である。変法派に対する攻撃は、光緒二十四年三月二十七日に保国会が成立した後に本格化する。同年閏三月十二日、十三日、二十七日にそれぞれ御史潘慶瀾、李盛鐸、黄桂鋆は上奏して保国会を攻撃し、やや遅れて五月二十日、同じく御史文憐が康有為を弾劾した上奏の中で、保国会について触れている。① また梁啓超によれば、軍機大臣剛毅も保国会中の士人を取り調べようとしたが、光緒帝の反対によりはたせなかったと言っている。② これらはれっきとした中央官僚による、剛毅に至っては政権の中核にいるものによる攻撃であり、伸長しつつある紳権に対する、政権側からする抑圧である。

辛亥革命(中央研究院近代史研究所、一九六九年)、本章註②所引の張玉法『清季的立憲団体』があり、その後も判知仁『中国立憲史』(聯経出版事業公司、一九八四年)、侯宜傑『二十世紀初中国政治改革風潮』(人民出版社、一九九三年)、韋慶遠・高放・劉文源『清末憲政史』(中国人民大学出版社、一九九三年)、曾田三郎『立憲国家中国への始動』(思文閣出版、二〇〇九年)等の成果が発表されている。

また最近の中国の学界では、法治の提唱と地方レベルでの選挙制度導入への関心からか、清末の憲政導入や諮議局設置等への関心も高まっており、主に地方ごとに対象をしばって研究が進んでいる。これらの成果としては、沈曉敏『処常与求变』(三聯書店、二〇〇五年)、刁振嬌『清末地方議會制度研究』(上海人民出版社、二〇〇八年)、徐建平『清末直隸憲政改革研究』(中国社会科学出版社、二〇〇八年)、汪太賢『從治民到民治』(法律出版社、二〇〇九年)、陽信生『湖南近代紳士階層研究』(岳麓書社、二〇一〇年)等がある。

それに対して政権外からの攻撃とはどのようなものだったのだろうか。例えば保国会の成立前後、光緒戊戌科の会試に参加するため北京にいた楊度は何を見たか。楊氏が湖広会館の甲午（光緒二十）年順天郷試同年会に参加した際、座師の現任兵部尚書徐郵をはじめ参加者百余人は、保国会のことを「もつて然りとなさ」なかったと言う。楊氏自身を含め、まだ進士合格をはたしていない挙人が多数参加したであろうこの同年会の、保国会に対する態度は冷淡なものであった。楊氏の師である王闓運が、在京の楊氏に「京に在りては往来を多くし議論を少なくせよ」と書き送ったことも、中下層士人の「議論」に対する、士人社会一般が抱く警戒の念を示しているだろう。^③

実際に攻撃の拳に及んだものとしては、浙江籍挙人孫灝の「駁保国会章程」がある。これは「保国会章程」三十条に条を逐つて反駁を加えたもので、「有司の治」に参加しようとする保国会の活動を、「君を無みする」ものと喝破している。^④ 保国会の活動は、政権が理想とする垂直支配とは相容れないものである。しかし挙人でしかない孫氏がこのように言うことは、政権外にいる士人にも、あくまで政権との一体感を保持しようとするものがあつたことを示している。ここで述べたような攻撃が保国会に加えられた後、「ここにおいて謗言途を塞ぎ、賓客、至交は皆避けて敢えて来らざれば、門は雀を羅すべく、三月の（保国会成立）時とは両つの世界を成」したというのは、康有為の回想である。「朝旨を奉ぜずして毅然として国事を引きて己が任と為し、成敗利鈍を顧みず、斬斬としてこれを吾の一心に決し」、^⑤ やがて政権の意志を相対化しようとするものたちと、あくまで政権の側に立とうとするものたち、この両者の間には分裂が生じつつあつた。

変法派と対立する立場にいた士人たち、彼らを専門的に論じた研究は、変法派を論じた研究と違い決して多くはない。古くは陳鏊が反変法の立場に在った人物の政治思想を論じ、彼らが変法の弊害のうち最も大きなものとしたのは、民権の説であつたとしている。変法に反対する人々は、「天賦君権論」、「君権の独立至上論」の立場から、民権の氾濫を呼び起こしかねない変法運動を攻撃したのだ、と。^⑦ 陳氏のこの論文は、「反変法の立場をとる士人が残した文字にいちいちあたつたうえで彼らの思想を論じており、当時における保守派の政治思想そのものを扱った研究としては、今でも最高のものと

いっていいだろう。事実この後の研究では、保守派が実際に発した声に耳を傾けることはなほ少ないのである。

例えば変法運動期における改革と反改革の闘争を論じた李文海の研究である。李氏は変法運動を「思想解放運動」と「政治改革運動」というふたつの側面からとらえ、変法運動の革新的意義を高く評価する。一方政変の発生をその頂点とする変法運動への抵抗について、李氏は「慈禧太后のような個別的反動分子の悪意に原因を求めただけでは不十分である。改革に対立する立場に在ったのは、実際には腐朽した旧制度全体なのだ」と言い、その変法への抵抗を、官界からの実質的なものと、社会一般の新事物を拒む習慣から生まれるものに区別する。このような李氏の所論は、全体の見通しにおいてはなほ優れたものながら、社会からの抵抗が生まれた原因を、封建統治階級による愚民政策の結果のみに求める点など、まだ粗いスケッチというべきものであった。李氏は保守派の行動を論ずる際、変法派の立場からその「反動」性を映写するのみで、彼らの発言に直接あたることはない。

北京を除いて最も激烈な反変法の活動が繰り広げられた湖南の保守派を論じた研究においても、例えば湯志鈞は「湖南における新旧の争いは、新しい資本主義と古い封建主義の争いであり、一幕の政治闘争、思想闘争であった」と言っている。^⑨ 制度改革によつて既得権を失うことを恐れた保守派がそれを阻止するために改革に反対した、というのがその要点であり、これはほぼ李氏の所論の範囲を出ない。湖南における新旧の闘争を克明に跡づけた黄彰健の研究も、「旧」党たる彼らがなせ「旧」でなければならなかったのかについて、改めて論じてみることはしない。^⑩ 変法に反対した彼らを「保守派」と言うこと、場合によつては「反動派」、「頑固派」と言うことも、もとより理由あることである。だがここで言われている彼らの既得権の内実、それを失うことによつて引き起こされる影響とは、実際のところいかなるものなのか。

日本の学界においては夙に小野川秀美の専論があり、新旧の界限について、ほぼ中国の学界と同様の見解を述べている。その後和田和夫が『翼教叢編』に収録された保守派の文章を論じ、伝統的価値観を守らんとする保守派の攻撃は、彼らがつつ士としての責任感に出るものだったと言ひ、藤谷浩悦も同様に、保守派の行動は名教護持を大義とする郷紳としての

使命感に促されたものだったと論じた^⑬。これら諸氏がただ国家の制度のみではなく、社会全体の秩序にまで視野を広げて問題を論じているのは、李文海の問題意識と通じるものがある。しかし変法派の改革論とて、少なくとも表面上は社会秩序全体の改変を掲げたものではなかったはずである。では変法派の改革は、何故に伝統的価値観の動揺をもたらさなければならなかったのか。

湖南の保守派を論じた研究のうち異彩を放っているのは、一九九八年に発表された羅志田の業績である。湖南は一般に排外的な空気の非常に濃い地方だと言われるが、羅氏は教案発生率等のデータに基づきこれを否定する。しかも羅氏は、当時において地方行政の進展に影響を与える最も大きな要素は、中央から派遣されてくる地方官吏の政治的傾向であると、たとえ湖南における保守排外の空気が特別に濃かったと認めるにしても、郷紳が新政へ与えた負の影響を過大評価することはできないと言う^⑭。また羅氏は反変法の活動を展開した王先謙、葉德輝といった人物の新事物に対する認識を論じ、例えば変法派の皮錫瑞の認識と比べた場合でも、王、葉両氏のそれは遜色ないもの、むしろある面では、皮氏よりもはるかに「新し」かったことを明らかにしている。したがって問題は、このような彼らがなぜ変法に抵抗したのか、という点である。羅氏によれば、保守派は真正の「西学」に反対したのではなく、康有為によって歪曲された「西学」、すなわち「康学」に反対したのである。「西学」によって富強を達成することは良い。しかし「康学」によるのでは富強を達成できないばかりか、たとえ富強が可能だとしても、「聖教」が滅んでしまうのではないか。亡国への強烈な危機意識に突き動かされる変法派に対して、保守派の危機意識はむしろ国内秩序の紊乱に向かっている。彼らにとって、「保教」は「保国」に優先されるべきなのだ、と^⑮。

湖南における新旧の相克を特色あるものにしてしているのは、巡撫陳宝箴、学政江標とその後任の徐仁鏞、長宝塩法道署理按察使黄遵憲ら変法派が省政首脳を占め、国家権力の側に立っていたという事実である。光緒二十四年四月二十三日には、光緒帝がいわゆる「明定国是の諭」を下したことにより中央の変法の方針も明確となり^⑯、しかも六月二十三日の変法の勅

行を命ずる上諭では、朝廷が再三改革の命令を出しているにも関わらず、中外の臣工の多くは旧章を墨守するのみで真刻に実行しないと、特に湖南の摺紳による新政阻害が批判されている。^⑩ 羅志田の指摘するように、中央における変法派と保守派の闘争の帰趨を予測しえないこの時、湖南の保守派が朝旨に違背してまで変法に抵抗することは、非常に危険なことであった。「晚清の政治は地方の紳士が堂々と朝旨（湖南においては当地の巡撫の意向をも含む）羅氏原註）に逆らって行動できるほど、開放的で自由となっていたのか」という羅氏の問いは、やはり注意するに足る。^⑪ この問いに対する答えは、羅氏の言うように否定的なものとならざるをえないが、湖南の保守派が朝旨に逆らっていたこともまた事実である。彼らはすんで反逆者たるうとしたのであるうか。彼らの立場は「皇権の独立至上論」ではなかったのか。

龔に聞けなく、葵園（王先謙）先生、「近日の新政は、もし早く中日講和の後に行われれば、今に至りて必ずほは成効を具え、外人敢えて輕視せず、膠州、旅大の患も以つて隱消すべし。今また康、梁の故をもつて、天下をして譚然として敢えて新を言わざらしむ。恐らくは終に自強の効を収め難し」と言うを。蓋し時を憂うの君子、未だ法の宜しく変ずべきを知らざる者有らず。ただこれ朝廷言わざるに、草茅これを言うは、未だ政を乱すに近きを免れず。南皮（張之洞）制軍の勸学篇、かつその詞を遜順す。もし康、梁もまた必ず孔子改制に託して後大いにその説を暢ばさば、これまた中国の君権至尊の効なり。^⑫

光緒二十四年七月下旬、葉德輝はある友人に宛てた書簡の中でかく述べた。自分とて新政そのものに反対しているのではない。ただそれをだれが主唱するかが問題なのだ。堂々たる大官、軍機大臣への就任さえさやかかれていた張之洞も、なおその言うところは恭順ならざるをえないではないか。康有為や梁啓超といった若輩者は、孔子改制などという邪説に仮託することでしか、つまり盾となる権威がない限りは、その説を宣伝することはできない、と葉氏は言う。葉氏の理解では、「君権至尊」の中国において「草茅」の徒が改革を主導することは、ありうべからざることであった。

このような観点は、湖南の保守派に共通のものである。時間はやや遡るが同年五月二十二日、王先謙、葉德輝ら郷紳十名は、巡撫陳宝箴に連名で「湘紳公呈」を送り、「平等、平権の説」を撒き散らしている時務学堂へ「厳しく整頓を加え、

異学を主張するの人（梁啓超ら康学の徒）を屏退」せんことを訴えた^⑩。この公呈は、もともと岳麓書院齋長賓鳳陽らが公稟をもつて王先謙に要求したもので、同時に賓氏らの公稟もあわせて上呈されている。その公稟は以下のように言う。

吾人は名教綱常を舎きては、別に立足の地なく、忠孝節義を除きては、また人に人を教うるの法有らん。今康、梁の用いて以つて世を惑わす所の者は、民権のみ、平等のみ。試みに問う、権すでに下に移らば、国、誰かともに治めん、民自主すべくんば、君また何をか為さん。これ天下を率いて乱しむなり。平等の説、人倫を蔑棄すれば、自ら行ふあたわず、しかれどもかえつて教を立てんと以ては、真に悖謬の尤なる者なり。

この公稟で賓鳳陽らは、『時務学堂課芸』、『時務学堂日記』に加えられた梁啓超ら時務学堂教習の批語のうち、問題あるものを選んでいちいち反駁を加えている。そのうち『時務学堂日記』に加えられた梁啓超の「議院は泰西に創らるるといへども、実は吾が五経、諸子、伝記、随いて一義を挙げれば、その意有る者多し。惜しむらくは君統あまりに長く、人の敢えて言う無きのみ」という批語については、「案するに、「惜しむらくは君統あまりに長く」の五字、悖逆ここにきわまり。これほとんど人人をして造反せしめ、時時に乱をなさしめ、然る後に快とするか」と言う^⑪。教とは「上の施す所下の効う所」（説文）である。平等、民権の説が行われれば、下に在る者が「教」を把持するに至るであろう。そのようなことを許してよいのか。権は上に在らねばならない。

湖南変法運動において中下層士人を糾合する役割をはたし、「議院の規模」を備えようとさえしたという南学会^⑫、このような動きに対する保守派の見方は、はなはだ厳しいものとならざるをえない。

南学、会を啓くは、今に迄りて月余たるに、衆口紛紜として、矛戟が如きもの有り。平情もてこれを論ずるに、陳（宝箴）中丞講を開くこと数次にして、聴く者洒然として容を動かすは、また為すを得るの位に居り、先覚の責に任ずれば、故に人を感ぜしむことかくの如しそれ深きによるなり。この外の会講せる諸君は、人に吹索せらる（あれこれとあら探しをされる）を免れず。

光緒二十四年三月、畢永年から南学会での講学を依頼された王先謙は、それを固辞する書信を送り、その中でかく述べ

た。王氏は続けて言う。「日本の維新は製造より入り、中国の新を求むは講論より入る。務むる所は名にあり、凶る所は私にあり。言は天下に満つるも、実の以つてこれを継ぐなければ、すなわちまた仍然としてすべて空しく、終古に済るなきのみ」^②。ここで王氏は「講論」の無用を説いているが、ただひとり巡撫陳宝箴の講学に対してのみ、なかなかの評価を与えている。なぜならそれは陳氏が「為すを得るの位に居」る、つまりは堂々たる封疆の大吏であるからで、湖南において皇権を代表している陳氏には、士人を教え導く責任があるのである。しかしその他の野に在るものが、あれこれ議論することは許されない。

在野の士人による議論といえば、まず思い出されるのは明末の党社運動である。^③では王氏による明季士風への評価はどうか。王氏はある友人に宛てた書簡で言う。

清献（陸隴其）これを言いて曰く、「明の天下、寇盜に亡はずして、學術に亡ぶ。良知の学、寇盜の禍を醸成すればなり」と。先生鍛煉周内（無理に罪状をでっちあげること）を以つてこれを斥く。愚謂えらく、「明代は學術に亡ぶ」、清献の言、未だ尽くは非ならざるなり。しかれども専ら罪を良知に帰せば、則ち偏にして実を失う。東林の顧（炎武）、高（攀龍）諸公、龜山（楊時）の教えを修め、朋党大いに張り、禍は宗社に延ぶは、王学あにひとりその咎に任ぜんや。蓋し講学は徒を聚むれば、則ち趨附せる者流品混雜にして、浮議さかんに興り、その宗旨の若何を論ずるなく、皆以つて事を生じ乱を階むに足る。^④

明末のごとき朋党の風が盛んになれば、その禍は宗社におよぶだろう。それはなぜか。講学において何が議論されているか、またその内容が正しいかどうかが問題なのではない。彼らの議論は、「その宗旨の若何を論ずるなく」、端的に怪しからぬからである。王先謙ら保守派は、ひたすら皇権の側に立ち、それとの一体感を維持しようとする。本章のはじめに述べた北京の情況と同様に、湖南においても士論の分裂は明らかであり、保守派は確かに、皇権の側に立つようとしていたのである。しかし中央の変法の方針が明確となるにつれて、彼らの立場は矛盾に満ちたものにならざるをえない。彼らはなぜ中央の方針に従えなかつたのか。この彼らの苦境は、何を意味するものなのか。

- ① 潘氏、李氏の上奏は陳義傑整理『翁同龢日記』第六冊（中華書局、一九九八年）、光緒二十四年閏三月十二日、十三日各条。黄氏の上奏は、中国史学会主編『戊戌变法』（神州国光社、一九五三年）第二冊、奏議（四）、榮祿等奏議、禁止莠言摺、上奏の日には「徳宗実録」光緒二十四年閏三月庚辰による。文氏の上奏は、蘇輿編『翼教叢編』卷一、文仲恭侍御殿參康有為摺、上奏の日には「徳宗実録」光緒二十四年五月壬申による。
 - ② 『戊戌政変記』（今は「飲冰室合集」所収のものによる）第三編、政変前紀、第二章、政変之分原因。
 - ③ 北京市檔案館編『楊度日記』（新華出版社、二〇〇一年）戊戌日記、閏三月三日、二十三日各条。
 - ④ 葉德輝編『覺迷叢録』卷四、保国会章程附孫瀝駁保国会章程。この時の孫氏が拳人であったというのは、「申報」光緒二十四年九月三十日、縷記保国会逆蹟に、「仁和孫孝廉瀝」とあるのによる。
 - ⑤ 康有為『我史』（康南海自編年譜）光緒二十四年第十四段。本稿で『我史』を利用する際は、中国国家博物館所蔵の草稿本『我史』に基づき甲午年以降の本文に校訂註釈を加えた茅海建『從甲午到戊戌』（三聯書店、二〇〇九年）を用い、茅氏により加えられた段数を註記する。
- なおここで康有為は、「駁保国会章程」が吏部主事洪嘉与の手になるものと言い、『戊戌政変記』第三編、政変前紀、第二章、政変之分原因にも同様の記述がある。洪氏は光緒庚寅（十六年）恩科の第二甲で、かつ現任の官僚なのであるから、この話が事実だとすれば、「君を無みする」云々の攻撃も、完全に政権外部からのものとする事はできない。しかしいずれにせよ、洪氏も上奏権を与えられていない官界の最底辺にいたのであり、「駁保国会章程」が政権との一体感を保持しようとする中下層士人の立場を示すもの、という解釈に影響はない。
- ⑥ 「国聞報」光緒二十四年閏三月念九日、書保国会題名記後。
 - ⑦ 陳鑿『戊戌政変時反変法人物之政治思想』（『燕京学報』二十五、一九三九年）。
 - ⑧ 李文海『戊戌維新时期改革与反改革的開争』（はじめに註②所引の胡繩武主編『戊戌維新運動史論集』）。
 - ⑨ はじめに註②所引の湯志鈞『戊戌变法史』第四章、湖南的維新運動第五節、湖南新政和新旧開争。
 - ⑩ 黄彰健『戊戌变法史研究』（中央研究院歷史語言研究所、一九七〇年）論光緒丁酉戊戌湖南新党争。
 - ⑪ 小野川秀美『清末政治思想研究』（みすず書房、一九六九年）第五章、戊戌变法と湖南省。
 - ⑫ 有田和夫『「翼教叢編」考』（『東京外国語大学論集』三十一、一九八一年）。
 - ⑬ 藤谷浩悦『湖南变法運動の展開と郷紳による抵抗の論理』（『老百姓の世界』一五、一九八七年）。
 - ⑭ 例えば『戊戌政変記』附録二、湖南広東情の描写を参照。
 - ⑮ 羅志田『近代湖南区域文化与戊戌新旧之争』（『近代史研究』一九九八―五。今は羅氏『權勢転移』湖北人民出版社、一九九九年、による）。
 - ⑯ 羅志田『思想觀念与社会角色的錯位』（『歴史研究』一九九八―五。今は前註所引の羅氏『權勢転移』による）。
 - ⑰ 『徳宗実録』光緒二十四年四月乙巳。「明定國是之論」というのは、『我史』光緒二十四年第十七段に見える語。
 - ⑱ 『徳宗実録』光緒二十四年六月乙巳。
 - ⑲ 本章註⑩所引の羅志田『思想觀念与社会角色的錯位』。なお当時の王先謙は変法派、保守派双方に深く肩入れすることなく学問研究に勤しんでいたであり、反対行動に名を連ねたのも弟子に促された結果

で、決して本腰を入れたものではなかったとする見解も存在する（竹内弘行「王先謙の保守思想」『中国哲学論集』三、一九七七年）。しかしこの見解は、王氏が朝旨に違背してまで変法に反対していた事実をあまりに軽視しているだろう。羅氏の言うように、当時において上論に逆らうとは、相当の考慮を経たうえでのことに違いないからである。

- ⑳ 『翼教叢編』巻六、葉吏部与俞恪士觀察書。なおこの書信が光緒二十四年七月下旬に書かれたものだと言っているのは、「頃見官電録、上諭裁汰冗員、刪併各衙門官守」と、七月十四日の上諭（『德宗実録』光緒二十四年七月乙丑）に触れているからである。同じ情報源に基づくかどうかはわからないが、同じく湖南にあった王國運がこの上論を見たのは同月二十二日（王國運『湘綺樓日記』岳麓書社、一九九七年、第四冊、同日）。

- ㉑ 『翼教叢編』巻五、湘紳公呈。「湘紳公呈」上呈の日には、『湘報』第一百十四号、撫憲批示による。

- ㉒ 『翼教叢編』巻五、資鳳陽等上王益吾院長書。

- ㉓ 引用は皮錫瑞『師伏堂日記』（国家図書館出版社、二〇〇九年）第二冊、光緒二十三年十二月初一日。南学会については、王爾敏「南学

会」（『大陸雜誌』二十三・五・六、一九六一年。今ははじめに註②所引の王氏『晚清政治思想史論』による）を参照。なお変法派が南学会に「議院の規模」を附与しようとしたことは、それがそのまま「議院」の実態を備えていたことを意味するわけではない。この点については、同じくはじめに註②所引の湯志鈞『戊戌変法史』第四章、湖南の維新運動、第三節、南学会を参照。

- ⑳ 『翼教叢編』巻六、王益吾祭酒復畢永年書。この書簡については、『師伏堂日記』第三冊、光緒二十四年閏三月初六日に、「熊（希齡）譚（嗣同）畢松甫（永年）皆函請祭酒（王先謙）過江講学、以副諸生之望、祭酒辭以難。此公講学実不為難、特不耐此劳耳」とあり、南学会の第一次集会在同年二月初一日であることから、ほぼ三月中の執筆と知れる。

- ㉑ 明末の党社運動については、謝国禎『明清之際党社運動考』（中華書局、一九八二年）、はじめに註④所引の井上進「樸学の背景」、小野和子「明季党社考」（同朋社、一九九六年）を参照。

- ㉒ 王先謙『葵園四種』（岳麓書社、一九八六年）虚受堂文集卷十四、与王実丞書。

二 経済科の創設

国家の人才を造就するは、ただ実用に裨^す有るを期し、もと一格に拘らざるべし。該衙門（総理衙門）の議す所の特科、歳挙の両途、まことに以って風気を開きて登進を広むに足らば、著して議す所に照らして准行せよ。その詳細の章程は、なお該衙門に著して礼部と会同して妥議し具奏せしめよ。現在時事は艱み多く、才を需むことはなほだ^{すん}亟かなり。旨を降してより以後、該大臣等もし平素深く悉する所の者有らば、切実の致語を出し、陸続と咨送し、情面に瞻徇し、徒に虚声を採るを得ざれ。保する所の人員棄育して百人以上に至るを俟ちて、ただちに奏請して期を定めて特科を舉行し、以って觀感に資すべし。歳挙に至りては既に年限を定むれば、

各該督撫、学政は、務めて新增せる算学、芸学の各書院、学堂をもって切実に經理し、時に随いて院長、教習を督飭し、認真に訓迪し、精にして益ます精なるを求めよ。該生監等もまた当に經濟の科と制芸の士を取るに並び重きを思い、争いて自ら濯磨し、力めて上進を求め、もつて朝廷のひろく俊秀を求むるの至意に副うべし。^①

光緒二十三年十一月二十三日に貴州学政嚴修が經濟專科の開設を請う上奏を行った後、總理衙門は礼部とともにその内容につき検討を重ね、光緒二十四年正月初六日、經濟特科、及び歲筭（正科）の開設を請う覆奏を行った。ここに引用したのは、總理衙門の覆奏が行われた後、即日下された上諭である。この多難の時、朝廷は人材を必要としている。そのため風氣を開いて進用の途を広めるべきで、新たに經濟科を開き、従来の進士科と併用する、とこの上諭は言う。總理衙門の覆奏によってまず經濟特科のあらましを見ると、それは康熙、乾隆年間の博學鴻詞科に倣い、三品以上の京官と督撫、学政に内政、外交、理財、經武、格物、攷工の六事いづれかに長じた人材を總理衙門へ推薦せしめ、その後閱卷大臣を任命して策論を試みたうえ合否を決定し、さらに覆試を行つて席次を定めるといふものである。しかしこれは「常例とは為さず」と言うように、十年か二十年に一度、特旨をもつて行われるといふものであった。士人社会一般に対してより大きな意味を持つのは、むしろ定期的に舉行されることになつた經濟正科のほうであろう。同じく總理衙門の覆奏によれば、その実施方法は以下のようになる。

もし設けて年限の科と為さば、則即ち新增せる算芸を講求せる各書院、学堂を以つて造端の始と為し、毎届の郷試の年分に、各省の学臣より各書院、各学堂の高等の生監を調取して録送せしめ、郷、会試は皆策問を以つてこれを試む。初場は専門の題を試み、次場は時務題を試み、三場はなお四書文を試み、以つて趨向を端す。中式せる者は別に一榜と為し、名づけて經濟正科の举人、貢士（会試合格後の殿試に應ずるまでの間、受験生は貢士と称される）と為す。その覆試（殿試の前に会試合格者を対象として行われる再試験）、殿試、朝考（殿試終了後、新進士の学力を審別するために行われる試験）は、なお尋常の举人、貢士と合わせて一場と為し、同一一題を試み、卷面に第して別に字号を編じ、責めるに楷法を以つてせず、その訛脱を苛めず、一に学問の根柢を以つて高下と為

さば、自ずから真材を屈抑するに至らず、しこうしてまた諸生の歧視を免がるべし。これ常科と為し、三歳に一たび挙ぐ。^②

総理衙門の提案によれば、経済正科では郷、会試の段階、すなわち実際の可否に関係する段階では「専門の題」と「時務題」を中心に試験を行い、覆試、殿試、朝考においても、従来の挙人、貢士と同じ問題を用いるとはいえ、合格の席次は別々に決定するということになる。また郷試に応募することができず、各地の書院、学堂から録送されてきた学生、ということとは、書院と学堂が従来の科挙における学校と同様の役に任ずることを期待しているものであり、これは事実上の「経済生員」を創出するもの、少なくともその方向性ははっきりさせたものといえよう。この提案は従来の科挙とは別に新たな人材登用ルートを創設しようとしたものにはかならず、しかも上論によってこれがそのまま採用されたのである。

書院、学堂を経済正科の基礎に置くという方向は、この後の動きからもはっきりと見ることができ、同年三月十九日、御史李盛鐸は上奏して次のような提案を行った。「現に議せる経済歳科は、専ら学堂に就きて録送せしむ。しかれども各省の学堂は、直隸、湖南、安徽等の省の外、なお未だ推行せず。したがって速やかに学堂を設立し、朝廷の人材を求め、る気持ちに応えなければならぬ。『心に請うべし、各督撫に飭下して地方の紳士と会同し、経費を籌備し、省会の学堂及び武備学堂をもつて剋日に興辦し、六箇月の内に限りて、一律に告成せしめんことを』。この李盛鐸の提案をうけ清廷は総理衙門に下問、閏三月初五日、総理衙門による覆奏が行われた。この総理衙門の覆奏は、李盛鐸の提案をそのまま支持するもので、「議に依れ」との殊批を奉じることとなった。^③その後五月五日、「著して下の科より始めと為し、郷、会試及び生童の歳、科の各試のさきに四書文を用うる者は、一律に改めて策論を試む」という上諭が下り、ついで同月十五日、総理衙門が京師大学堂設立を請う上奏を「京師大学堂章程」を附して行い、これがそのまま裁可された。総理衙門の上奏は、「大学堂は京師に設立し、以つて各省の表率と為」し、京師大学堂に各地の学堂を統轄させることで、各地の学堂が「各おの畛域を分くるに至る」弊害を防ごうとしている。^④それでは新設の京師大学堂と各地の学堂との関係、また入学した学生の扱いはどのように規定されているのか。これを「京師大学堂章程」の第四章、「学成りて出身するの例」

によって見れば次の通りである。

章程該章ではまず第一節で、「前者まきに設くる所の各学堂の以つて人才を成就するあたわざる所の故は、功課の未だ法のごとくするあたわず、教習の未だ人を得るあたわざるによると雖も、また国家の科第の仕進この途に出でず、学成れども用うる所無ければ、故に高才の人、学に就くを肯んぜざるによる」としたうえ、今後は各地の学堂を基礎とする経済科も正規の出身の途とし、「以つて人才を励まし風氣を開くべし」と言う。続いて第二節の規定を見てみよう。

本年正月初七日の上諭、已に各省の学堂、経済科举人、経済科貢士の各名号有らば、今擬すらくは、各省に通飭して上は省会より下は府、州、県に及ぶまで、皆須らく一年の内に学堂を設立せしむべし。府、州、県はこれを小学と謂い、省会はこれを中学と謂い、京師はこれを大学と謂う。小学より卒業して文憑を領有せる者は、経済生員と作為して中学に升入せしめ、中学より卒業して文憑を領有せる者は、举人と作為して大学に升入せしめ、大学より卒業して文憑を領有せる者は、進士と作為して引見して官を授く。既に举人を得たる者は、以つて各処の学堂の教習の職に充つべし。既に進士を得たる者は、その専門に就き、各おの長ずる所によりて授けるに職事を以つてし、以つて新政を佐たすけしむ。惟なほうにこれを録用することいよいよ広ければ、すなわちこれを成就すること益ます多ければなり。

この規定では、京師大学堂を頂点とする学堂制度と経済正科が接続され、学歴に応じて経済生員、経済举人、経済進士の出身が与えられることとなっている。では経済科の資格と、従来の資格はどのような関係にあるのか。これについては、第三節に「京師大学堂は、多く已すでに職を授けらるの人員有り。その卒業せる後、応にいかにか破格に擢用すべきの処は、聖裁より出ず。その各省の中学堂の学生、もし已すでに举人に中式せる者有らば、その卒業して大学堂に昇入せるの時、またただちに進士と作為し、大学堂中の已すでに職を授けらるの人員と一体に相い待つべし」と述べられ、従来の資格保持者に対して若干の優遇措置をとることにより、すでに任官資格のあるものをも、新しい士進の途に取り込もうとしていることがわかる。^⑥ 康有為と梁啓超の回想によれば、この章程は軍機大臣と総署大臣が梁氏に依頼して起草させたものだと言い、

どうもそれがそのまま事実であるらしい^⑦。そして同月二十二日の上諭では、各省の中学、小学はまだ設立が進んでいないとし、各省督撫に対し地方官に命じて管轄区域内の書院と学校設立に必要な経費を二カ月以内に報告させよ、と言う。これは「各省の府、州、県の現有の大小の書院をもって、一律に改めて中学、西学を兼習する学校と為す」^⑧ためであり、さらにその経費も、各省の紳民の寄附を期待する外、官費から支給することが決定されている。この措置によって各地に存在する書院が国家の体制に取り込まれ、新たな人材登用ルートの基礎とされることとなった。戊戌年の科挙改革は、このように急速に進められたのである^⑨。

① 朱寿朋編『東華統録』（「光緒朝東華録」を書名とする中華書局一九五八年排印本を用いたが、本来の書名である『東華統録』に従う）光緒二十四年正月庚寅。なお下文で触れる貴州学政殿修による経済科の開設を請う上奏は、『知新報』第四十六冊に見える。

② 前註と同じく『東華統録』光緒二十四年正月庚寅。引文中、「次場試時務題」の「試」字、「一以學問根柢為高下」の「根柢」字は、『知新報』第四十六冊所収の同文によって補った。なお本稿で使用する科挙関係の用語や、清代の科挙制度そのものについては、『清史稿』選舉志、商衍鎔『清代科舉考試述録』（三聯書店、一九五八年）を参照。③ 国家檔案局明清檔案館編『戊戌变法檔案史料』（中華書局、一九五八年）六、籌設文武学堂及游学堂程、江南道監察御史李盛鐸片、総理各国事務奕訢等片。

④ 『德宗実録』光緒二十四年五月丁巳。

⑤ 『東華統録』光緒二十四年五月丁卯。

⑥ 北京大学・中国第一歴史檔案館編『京師大学堂檔案選編』（北京大學出版社、二〇〇一年）〇一三、大学堂章程。引文にある「本年正月初七日上諭」とは、本章註①に引いた正月初六日の経済科設立を命ず

る上諭のこと。

⑦ 『我史』光緒二十四年第三十五段、『戊戌政変記』第一篇、改革実情、第二章、新政詔書恭跋。章程が梁氏の手になるという回想を事実と認めうることは、茅海建による考証を参照（第一章註⑤所引の『從甲午到戊戌』）。

⑧ 『德宗実録』光緒二十四年五月甲戌。

⑨ なおこの後も、例えば孫家鼐が六月二十二日に行った上奏において、小学、中学、大学堂の卒業生にそれぞれ生員、举人、進士の資格を与える点につき定員を厳しく限るべきだと主張するなど（『東華統録』光緒二十四年六月甲辰）、科挙及び学校制度改革についての駆け引きは続く。ただし本稿の目的は、当時における改革の最も急進的な点を確認し、次章においてその湖南への影響を考察すること、それによってこの改革のもつ意味を明らかにすることであり、ここで中央の議論をこれ以上追うことはしない。この時の議論全般については、王徳昭『清代科挙制度研究』（香港中文大学出版社、一九八二年）六、新時勢・新教育・与科挙的廃止を参照。

三 仕進の途

本章では話を湖南に戻し、前章で述べた中央の科挙改革が、湖南でどのような影響を与えたのかを検討したい。光緒二十四年二月初一日、南学会第一次開講が長沙孝廉堂で行われ、聴衆は三百余人に及んだという^①。この時演説を行った皮錫瑞は、学会と講学の益を述べる中で経済科に触れて次のように言う。「前に上諭有りて、京師に大学堂を開かしめ、各省も並びに学堂を開かしむ。今また上諭有りて、経済特科を開き、学堂をして人材を保送し、経済科の貢士と作為さしむ。これより四海の内、学校は林の如ければ、講学の一事も、更に緩めるを容れず^②」。この皮氏の発言では、経済科と学校、そして彼らの行う講学が、一体のものとしてとらえられている。これを開講に参加した士人の側から見れば、講学への参加は、学堂を通して経済科への途が切り開かれることを意味するだろう。事実湖南の変法派による言論活動の拠点となった『湘報』は、中央の科挙改革の動きを逐一報道し、それを湖南の士紳に周知させようとしたのである。例えば前章で触れた正月初六日の総理衙門による覆奏は二月十六日の同報第二号に、五月五日の四書文を改め策論とする上諭は五月十六日発行の第一百二号に、順序が逆になるが五月二十二日の書院を学堂に改める上諭は六月十六日発行の第一百十八号に、五月十五日の京師大学堂創設を請う総理衙門の上奏と京師大学堂章程は、七月初一日発行の第一百三十号から第一百三十四号まで、五日にわたって分載されている^③。

中央の改革を湖南の省政に反映させる動きも、また迅速であった。二月十五日の『湘報』第一号には、湖南巡撫陳宝箴と学政徐仁鑄連名の告示が掲載された。この告示では、正月初六日の上諭を引き、「今諭旨を欽奉し、特科、歲舉の両途を増開すれば、俊を籲ぶの典極めて隆んにして、登進の階いよいよ広し」と新たな進用の途が開けたことを強調したうえ、「各庁、州、県に札飭し、遵照して士紳を勧導して多く学堂を設けしめ、並びに書院の課章をもって酌改し、以って造就を資けしむを除くの外、まさに出示して曉諭を行うべし。これがために通省の貢監、生童の人等に示仰して一体に知悉せ

しむ」と言う^④。省政首脳はこれによって湖南が中央の政策を忠実に実行することを示したわけだが、では「勸導」された士紳の反応はどのようなものだったのだろう。

まずは経済科の基礎となることを期待された学堂の情況についてである。周秋光が『湘報』を用いて行った研究によりその概略を示せば、すでに開設されていた時務学堂以外にも、宝慶府新化县実学堂など十所の学堂が新設されたことを確認でき、旧来の書院についても、省城の岳麓、城南、求忠三書院の課程改革が行われた外、省内各地で改革が行われている^⑤。また各地に南学分会や学会が相次いで設立され、これもその章程で経済科に触れているものが多い^⑦。そして周氏も指摘するように、これら学堂、書院及び学会の設立は各地の士紳、それも生員層を中心に行われている。また生員が中心となり、知県に県試において経済の学を用いることを請願した例も存在する。三月十二日の『湘報』第二十四号では、瀏陽県試の二、三場において時務、算学を試験することになったと報道されているが、これがどのような経緯でなされた決定なのかを知ることはできない。その後の三月二十九日の『湘報』第三十八号では、長沙府湘潭県の生員が県試の第二場以降は四書文の外に専門の題の選択も認めるよう求めたこと、該県知県から経済科が別に行われる以上県試の内容は変更しないが、もし経済の学に通じたものがあれば別に試験を行い、省城の書院に推薦するという回答を得たことが報道されている。その後四月十八日の第七十九号では、岳州府巴陵県の生員が同様の請願を行い、知県によりそのまま採用されたこと、五月初八日の第九十五号では、陳宝箴の指示により長沙、善化両県試の第二場で時務、策論等を用いることになったのを聞きつけた長沙府攸県の生員等が両県に倣うことを求め、知県から第四場で時務、算学を用いるという回答を得たことが報道された^⑧。

このように一部の士紳は積極的に省政首脳の「勸導」に応じて経済の学を学ぶことを選択し、しかも制度の最底辺部においては自ら請願を行うことによって、最も重要な第一場に手を触れることができなかつたとはいえ、従来の県試に変通をもたらしつつさえあった。では経済の学を選んだものたちは、すべて西方に真理を求めることによって、救国の事業に

参与しようとしたのであろうか。そのようなことはありえない。皮錫瑞が「外府、県の学会を辦ずるは、右帥（陳宝箴）頼るその人未だ必ずしも信ずべからずと疑う」と言っているのは、注意するに足る。瀏陽県の各書院を合併して致用学堂を創設する際、譚嗣同はその公啓起草して言う。

聖天子毅然として図りごとを改め、その大号を渙かにし、はじめて科挙を變じ、虚文を抑置せられんとす。苟しくも時を知り変に應ずるの才にあらざれば、はたその進取を容れず、専門擅長の学有らざれば、なんぞよく彼をもつて書升せんや。かつ偏く学堂を設くは、已に明詔有り、書院を改併するは、疊ねて綸音を沛せり。多士登進の途既に寛ければ、学堂より出身せる者は、それをして一体に郷試するを准し、しかも更に將に格を破りて官を予えられんとす。教官優保の例並びに啓き、訓迪に方有る者は、それをして実に據りて奏聞するを准し、しこうして隨即に材を量りて器使せんとす。加うるに撫部陳公（陳宝箴）は最も実学を重んじ、学堂、学会は省城に広立し、学院徐公（徐仁鏞）は尤も時文を薄んじ、手諭、条教は、屢しば發序に頌かたるを以つてするは、人を勉まして時務を識るの俊傑と為さしめ、羣を合して以つて国歩の艱難を挽くを庶幾うにあらざるは無し。

科挙が改革された今、時代の変化に応じて新たな学問を学んだものでなければ、どうして仕進の途に登ることができようか。古い時文の時代は終わった。これからは学堂と学会を基礎とする新制度の時代である。省政首脳に近い譚嗣同のプロバガンダは、社会的上昇の途として、経済の学をとらえるものであった。閏三月初五日の『湘報』第四十三号には、岳州府巴陵等四県の生員による、岳陽書院の課程を改革すること、及び慎修書院を学会に改めることについての請願書が収められている。彼らは「幸いに国家の新猷を式煥し（新たな政策を明確にし）、屢しば明詔を下し、科挙を變通して虚文を抑置し、学堂を開設して以つて実用を講求し、羣をして勉めて時を識るの傑と為し、以つて共に国歩の艱を挽夫（扶？）せしむに逢う」と譚嗣同の文字を襲ったうえ、「我が岳州なお旧聞を守りて計を變ずるを知らざれば、それ何ぞ以つて上は明揚（「明揚」であろう。人材登用の意）の典に應じ、下は通達の才を成さんや」と言う。士という階級の最底辺に位置する生員にとって、新たな仕進の途が開けるのは魅力的なことであり、実際に彼らはそれへ応じようとしたのである。

この後閏三月初六日の『湘報』第四十四号は、徐仁鏞が宝慶府に按臨（学政が各属に赴き、生員に対して歳考あるいは科考、童生に対して院試を行うこと）した際に出した経済科の実施に関する告示を掲載した。この告示で徐仁鏞は、湖南では按臨の際、他省に先行して経済科の予備試験を行い、優秀なものを経済科が正式に実施された時に推薦すると告知しており、二日後の第四十六号には、この時の試験問題が掲載された^⑭。また閏三月十二日の第四十九号では時務学堂の第三次入試の問題、二十一日の第五十七号にはその覆試の問題が掲載されている^⑮。これらはやがて行わるべき正規の経済科の出題傾向を示したものと見えるし、五月二十四日の第一百零九号に蔡良寅（蔡鏗）「後漢書党錮伝書後」を収録したのを皮切りに、時務学堂学生と南学会会員による優秀な作文を掲載し始めたのは、経済科への対策を教えようとしたものに違いない。

経済の学を社会的上昇の途として示すことは、新設の経済科についてのみ行われたのではない。三月二十三日の『湘報』第三十三号では、徐仁鏞の宝慶府按臨において、試験に参加した時務学堂学生のうち、科考で邵陽県附生蔡良寅が一等第三名の成績をあげたこと、院試で邵陽県童生李洞時、新化県童生戴哲文が県学への入学を許されたこと、つまり生員の資格を獲得したことが報道されている^⑯。その後三月三十日の第三十九号には、宝慶府での院試及びその覆試の問題が掲載されており、そのうち掌故には「万国公法の義を春秋に比し、試みにこれを広証せよ」、「游歴公会を設くを擬すの論」、詞章には「経済科頌」、「南学会開講頌」等といった経済の学に関する問題が認められる。その後も七月初六日の第一百三十四号に衡州府按臨での科考および院試の問題、二日後の第一百三十六号には永州府、桂陽直隸州、郴直隸州按臨での問題、さらに翌日の第一百三十七号では長沙府属の院試の問題が掲載され、それぞれに経済の学に関する問題が確認できる。そして七月十一日の第一百三十九号には、以後の按臨の日程が発表され、この後も試験問題が順次掲載された^⑰。

按臨にちなんで述べておくべきことはまだある。『湘報』は報末に各種広告を載せており、五月十八日の第一百零四号より湘報館取り扱いの時務書一覧を掲載し始める。その二日後の第一百零六号からは、この取り扱い書一覧に「院試は遙かにあらざれば、時務の書、急いで宜しく購閱すべし。ただし館を距ること較べて遠き者は、購取難きと為すを恐れ、南

陽街経済書局に寄存して分售せしむ」などという文字が附されるようになる。^⑩この一文は翌日の第一百零七号から分售の書店に南正街維新書局を加え、七月初九日の第一百三十七号まで掲載され続ける。これは「時務の書」を読まなければ生員になることさえ困難だと言っているようなもので、露骨な利益誘導といってよい。また五月から七月頃には「時務学堂課芸」の偽物が出回っていたと言い、^⑪これは経済の学を修めねばならぬという雰囲気、広く湖南の士人一般に共有されつつあり、利にさとい書買がこれを利用してしようとした、ということである。この年長沙府で院試に応じた楊樹達は、「時務（学堂）に肄業する諸生の未だ入学せざる者は、この年、大抵獲傳す」と後に回顧しており、^⑫この楊氏の言が正しければ、この年の院試における時務学堂学生の成績は注目すべきものだったことになる。

実際に試験問題の傾向が変化し、時務学堂の学生がその試験で好成绩をあげるようになれば、多くの考生が経済の学と向きあわざるをえなくなるだろう。「救国」や「真理」といった問題は、一般の士人にとって遙遠なものであったに違いない。しかし彼らにとって科挙の試験内容は、生活に直結するより身近な問題であり、その考え方が新しいか古いかに関わらず、必ず対応を迫られる問題なのである。^⑬「臣愚おもえらく、科挙の利祿の途為るは、今千年において、深く人心に入れり。これを得れば則ち榮え、これを失えば則ち辱められ、空疎迂謬の人の共託する所と為ること久しきなり。科挙変ぜざれば、則ち経済常科を設有すると雖も、天下の士人、誰か素より習いたるの考卷墨卷を捨て、別に所謂経済を求むるを肯んぜんや」。この年の四月二十九日、御史宋伯魯により代奏された八股文の廃止を請う上奏で、康有為はかく述べた。^⑭八股文の弊害は大きい、それは士人の社会的上昇と深く結びついているため改革が難しい。ではどうすればよいのか。別に立身出世の途を提示すればよいのである。湖南における変法派のやり方は、士人に「素より習いたるの考卷墨卷」を捨てさせるため、あえて新たな「利祿の途」を用いるものであった。

湖南における康学の蔓延を危惧していた葉德輝は、光緒二十四年正月に徐仁鏞の「輜軒今語」を目にし、ただちに「今語」の述べる所にいちいち反駁を加え、翌二月には「輜軒今語評」として完成させた。そのうち公羊学の立場に立つ「今

語」が、経学における伝記（文字として明示される経書の注釈）と口説（文字として明示されない口頭伝承による微言大義）の并重を説くことについて、葉氏は伝聞に基づく口説の依拠しがたいことを述べ、口説が盛行すれば天下に邪説が満ちるであらう、とする。葉氏は続けて「今語」の説につき、「やや学を治めるを知るの人、未だその言の実を知らざる者有らず。ただ考試は利禄の途為れば、頗る以つて風会を震盪するに足る。故にその心を用いることかくの如きなるを掲げ、以つて来者のこれを辨ずるを待つ」と言っている。② 一省の文衡を掌る学政が自らの学問的指向を明らかにすること、これがどういう意味を持つのか、葉氏にわからぬはずがない。「近日徐学使の衡州に按臨するに、試題に「伊尹学派論」有り。試に与る者は皆茫然とす。後に試に応ぜる者に詢ぬるに伊尹に何の学派有らんを以つてすれば、則ち曰く、「任恤なり、任俠なり」と。ここにおいて湘中の士子、康学有るを知らざる無きなり」。③ 変法政策を推進する省政首脳のプロパガンダは、「仕進の途」という強力な武器を持っていた。康有為の弟子たちが師説を宣伝することにより、「我が省の民心、頓にために一変」したという証言、④ このような言い方にはむろん誇張も含まれていようが、変法に反対する側に立ったものたちにかく言わせるほど、「仕進」の魅力は大きかったのである。

ここで注意しておくべきは、王先謙や葉德輝も時文を廃して策論を用いること、それ自体に反対しているわけではない点である。葉氏は言う。「今日試を典るの人、文体を蓋正する能わざれば、則ち時文は以つて復さざるべし。蓋し時文は義理を研求する所以なれば、今日の怪誕支離が如きは、また以つて已むべからずや。或いは云う、時文は鈔襲に出ずれども、策論もまた鈔襲に出ずれば、その利弊固よりこれ一例なりと。余謂えらく、時文の鈔襲は全くこれ浮詞なるも、策論の鈔襲はなお一、二の事実を記ゆべくんば、則ち鈔襲を以つてしてこれを導かば、讀書固よりやや勝ると為す。須らく知るべし、文芸の考試は一日の短長を校ぶるに過ぎざれば、時文、策論は高下を計較するを庸うる無しと。時文を廃して策論を用うれば、士人をして八股の束縛の苦を免じ、日力を勻出し（時間をさいて）、以つて多く有用の書を読むべからしめ、科第を得ざるの人の終身制芸を擺脫する能わず、更に日び羣書を涉獵する暇無きを致すを免る。これ則ち益を為すこ

と甚だ大なり。王葵園（王先謙）に科挙論有り、説を立つこと最も平允にして、用意は固より梁氏（梁啓超）と同じからざるなり」^②。時文が「怪誕支離」に墮し、「義理を研求する」ことができなくなっている以上、もはやその意味はない。そうであれば、まだ「一、二の事実を記」えることのできる策論のほうがまだ、というのが葉氏の考えである。では葉氏が「最も平允」とする王先謙の説とはどのようなものか。王氏も時文を廢して策論を用いることを言うが、そうすれば「士人の立身の根柢」たる四書を廢することになるではないか、という論難を想定し、それを否定して言う。「四書の題目を用いて、策論の体裁に易う。王安石の創始せるの作の如くすれば、廢すと雖もなお廢さざるがごときなり」と。ここで王、葉両氏が問題にしているのは、時文の文体の紊乱であり、その精神の有効性そのものは問われていない。四書の精神を保存すること、政治と道德とが一体であること、これは当然の前提であった。葉氏はまた、「四民の中、士、至秀と為す。国初より以つて近今に迄るまで、名臣、大儒の時文、詩賦によりて起家せる者、指すれども數うるに勝えず。その間また博鴻（博学鴻詞科）を挙げ、他途を兼取すと雖も、人才のかたみに興るは、要するに科目の人を得ること盛んと為すを以つてす」と言う^③。葉氏によれば道德的能力によつて人才を選ぶ科目は、やはり最も重視すべきであり、この途によつて選ばれたものの優越性は、疑うべくもない、となる。

葉氏のこの発言は、梁啓超の「幼学通議」に反駁したものである。変法派に重んじられたこの論文のうち、葉氏が我懐ならなかったのは何だったのだろうか。梁氏は言う。「今の教を為すや、その子弟の長じて士と為るを欲する者と、その子弟の長じて農と為り、工と為り、商と為り、兵と為るを欲する者とは、則ちそのこれを教うるの法大いに異なれり。これ最も笑うべきの事なり」。この結果、士となろうとして大成しなかつたものが別の途に進もうとしてもやはりうまくいかず、農、工、商、兵となろうとするものは道理に通じることができない。「故に善く教を為す者は、必ず拳国の人をして、貴賤なく、学ばざるなからしむ」と。梁氏は、士とそれ以外のものとの学の内容を統一せよ、と言う。この主張が実現した時、学の内容はこれまで通りのものでありえるのだろうか。真理は士によつて独占されねばならぬのではないのか。こ

の問いに対する梁氏の回答は、以下のようなものである。

凡そ国の民、すべて五等と為す。曰く士、曰く農、曰く工、曰く商、曰く兵。士なる者の学子の称たるは、それ人にして知るなり。然らば農に農の士有り、工に工の士有り、商に商の士有り、兵に兵の士有り。農にして士ならず、故に美国の毎年の農産は銀三千一百兆兩に値し、俄国は二千二百兆兩に値し、法国は一千八百兆兩に値するも、中国はただ三百兆兩に値するのみ。工にして士ならず、故に美国は年毎に自ら新芸を創り、官に報じて照を領する者、二万二百十事、法国は七千三百事、英国は六千九百事なるも、中国はこれを聞く無し。商にして士ならず、故に英国の商務の価値は二千七百四十兆兩、德国は一千二百九十六兆兩、法国は一千七百十六兆兩なるも、中国は僅かに二百十七兆兩たり。兵にして士ならず、故に去歲の役（甲午戦争）、水師の軍船九十六艘、一船も無きが如く、榆関（北方の要塞）防守の兵ほとんど三百營、一兵も無きが如し。今それ四者の名有りて、士の実無ければ、則ちその害かつここに至る、いわんや士の士ならざるにおいてをや。千百の帖括、卷摺、考據、詞章の輩の、歴代の掌故において、瞭然として未だ見る所有らず、万国の形勢において、蒼然として聞く所有らざる者を聚め、しこうしてこれと天下を共にし、庶官に任じ、新政を行

い、外侮を禦^{まも}がんと欲すれども、それ得るべけんや。^⑩

梁氏の見解によれば、士とは学びおるもの意、となる。ではその学の内容とは何か。それは農、工、商、兵という各々の分野につき特色あるもので、それぞれが国力の重要な組成部分となっている。ここでも皇帝と「天下を共に」する士の優越性が否定されているわけではないが、梁氏の言に従うならば、これまで士を士たらしめていた学以外に、学の原理を認めることになるだろう。政治と道徳との一致という前提は、変法派の梁氏において、はなはだ危ういものとなっている。前章で触れたように、経済科の構想において、実際の可否に関わる段階での「四書文」の比重は低くなっており、従来からの科挙においても、湖南では経済の学が地歩を占めようとしていた。変法派の政策を推進し続けるならば、士という階級は、やがて自壊せざるをえなくなるのではないか。

六月二十五日に岳麓、城南、求忠三書院の山長の合議により成った「湘省学約」では、「文体を辨ず」べきことが主張

され以下のように言う。現今の科挙は弊害が大きく、策論により試験することになった。「然れども試場の策論は、學術有りて文章を能くする者のこれを主持するにあらざれば、その弊、殆ど時文に比べて更に甚だし」。『湘報』に載っているような、「愛力」、「起点」、「脳筋」、「以太」等の語彙を使う、荒唐無稽の文体は正さねばならぬ。なぜなら「文章と世運は升降と為す、果たして文体、降より升れば、世運もまたこれより昇平にトク」からである。彼らは文体を正し、聖人の精神を保存することができれば、現在直面している危機も回避できるに違いない、と言う。士という階級を選抜する「文章」と「世運」との関係を切り離すことはできない。なぜなら皇権が「士大夫と天下を治む」ことは、当然の前提だからである。もし従来の科挙における精神が価値を失い、新たな学の原理を認めることになれば、士人はもはや、皇権とともにあることはできない。

皮錫瑞は「大抵近日の官紳に志を得ざる者は多く葉（徳輝）に帰し、また王（先謙）、張（相同）諸公の議論に習う」と言い、葉徳輝は学生を戒めて「凡そ虚声を盗み、館地を騙るの挙は、一切習染すべからず」と言っている。この両者の発言から、新旧両派の争いがただ「館地」を求めたものだったというのみならば、その評価はあまりに皮相に過ぎよう。変法派と保守派のどちらが「館地」を占めるか、これはただ学堂教習のポストそのものを意味するだけではない。変法派が「館地」を占めてしまえば、これまで士人の社会的權威、及び実際の社会的上昇を保証していた科挙制度そのものが動揺せざるをえない。政変の後、王先謙が康党の失敗を喜び、「慈聖」の訓政を歓迎したのも当然である。保守派の防衛すべき既得権とは、一般化していえば士という階級そのものであり、もしこれを失うことになれば、変法派さえ思いもかけぬ事態になるはずであった。

① 「湘報」第一号、開講盛儀。

② 「湘報」第二号、皮鹿門学長第一次講義。

③ 「湘報」第二号、総署奏版、第一百二号、上諭電伝、第一百十八号、上諭補録、第一百三十号、籌辦京師大学堂奏摺、一百三十一号、籌辦

京師大学堂奏片并章程、第一百三十二号至第一百三十四号、統録京師大学堂章程。中央の科挙改革に関する上諭及び奏摺の報道は、ほかにも該報に数多く収録されるが、ここではいちいち挙げない。

④ 「湘報」第一号、兩院告示。

⑤ 湖南教育史編委會編『湖南教育史』(岳麓書社、二〇〇二年)第二章、第二章、維新變法時期及政変後の湖南教育、第三節、各地新式學堂与学科的出現。この部分の執筆者が周秋光だというのは、該書該巻の後記による。

⑥ 省内各地の南学分会、学会については、第一章註②所引の王爾敏「南学会」、はじめに註②所引の湯志鈞「戊戌時期的学会和報刊」第六章、学会林立、報刊盛行、第三節、戊戌時期的主要学会和報刊、五、湖南を参照。

⑦ 例えば「湘報」第六十号、法律学会章程、第一百零五号、積益学会章程等。

⑧ 「湘報」第二十四号、瀏陽興学、第三十八号、湘潭公懇變通県試月課粟并批、第七十九号、巴陵鼎拔貢王第祺等請變通県試粟并批示、第九十五号、攸県慶貢余德沆慶生余德広職員劉家驥附生賀炳蔚請變通県試粟稿。

⑨ 「師伏堂日記」第三冊、光緒二十四年四月十一日。

⑩ 「湘報」第十一号(二月二十六日)、改併瀏陽城郷各書院為致用學堂公啓。

⑪ 「湘報」第四十三号、岳州府巴陵平江臨湘華容等県士紳公懇改変書院章程及推広学会稟并批。

⑫ 「湘報」第四十四号、徐大宗師按臨宝慶府招考經濟科示、第四十六号、徐大宗師按臨宝慶府招考經濟科題。院試とともに經濟科の予備試験を行うという試みは、この後も実施されたようである、下文に引く各地の学政按臨の問題に、それぞれ「特科」の問題を認めることができる。

⑬ 「湘報」第四十九号、時務學堂第三次招考題、第五十七号、時務學堂三次挑取學生覆試題。

⑭ 時務學堂學生及び南学会会員の作文を掲載しているのは、「湘報」第一百零九号(蔡良寅)、第一百十号(黄頌懸)、第一百十三号(鄒宝

坤)、第一百十四号(黄頌懸)、第一百十五号(黄頌懸)、第一百十六号(張伯良、黄頌懸)、第一百四十三号(曹典球)、第一百四十四号(許功肅)、第一百四十五号(向振翔)、第一百四十六号(向佐周)、第一百四十七号(賀嵩懸)、第一百四十九号(許崇勳)、第一百五十一号(江躍龍)、一百五十三号(楊昌濟)、第一百五十五号(蔡天祐)、第一百五十六号(張伯良)、第一百五十八号(蔡天祐)、第一百六十一号(蔡良寅)。このうち許崇勳、江躍龍、楊昌濟の三名は南学会会員、その他はすべて時務學堂學生。なお戊戌政変の消息が湖南にもたらされた後も、第一百六十五号、第一百六十六号に曹典球、第一百六十七号に許功肅の文が掲載されている。

⑮ 「湘報」第三十三号、時務學堂捷報。

⑯ 「湘報」第三十九号、徐大宗師按試宝慶府属経古題并覆試経古題。

⑰ 「湘報」第一百三十四号、徐大宗師按試衡州府属経古併正場題、第一百三十六号、徐大宗師按試永州府桂陽州郴州経古題、第一百三十七号、徐大宗師考試長沙府属生員経古題。

⑱ 試験の日程は、「湘報」第一百三十九号、学憲考試日期擬單、試験問題は、第一百三十九号、第一百四十号、第一百四十三号、第一百四十四号、第一百四十五号、第一百四十八号、第一百四十九号、第一百五十号、第一百五十三号、第一百五十四号にそれぞれ見える。

⑲ 「湘報」第一百零六号、本館新到新刻時務書。

⑳ 「湘報」第一百零七号(五月二十一日)、学堂告示、第一百三十号(七月初一日)、憲札照登。

㉑ 楊樹達「積微翁回憶録・積微居詩文鈔」(上海古籍出版社、一九八六年)回憶録、一八九八年。

㉒ この点については、羅志田「科挙制的廢除与四民社会的解体」(『清華學報(新竹)』二十五—四、一九九五年。今は第一章註⑮所引の羅氏「權勢転移」による)、周振鶴「清末科考策問中所反映的士人意識」

〔文滙報〕二〇〇五年十二月二十五日。今は周氏「知者不言」三聯書店、二〇〇八年、による）を参照。また竹内弘行は、康有為の万木草堂での講学が、最新の科挙の出題傾向をもとらえたものであったと論じている（同「梁啓超の康有為への入門徒学をめぐって」狭間直樹編『共同研究梁啓超』みすず書房、一九九九年）。

②③ 『戊戌変法檔案史料』五、文武科挙改制、崑山東道觀察御史宋伯魯摺。この奏摺が康有為の手になることは、「我史」光緒二十四年第二十三段を参照。

②④ 『翼教叢編』巻四、輶軒今語評。「輶軒今語評」成立の時期を二月というのは、葉氏自身による序に「光緒戊戌仲春」とあることにより、葉氏が「輶軒今語」を見た時期は、「翼教叢編」巻六、葉吏部与徐恪士觀察書に「今歲正月得見梁（啓超）代宛平（徐仁勳）所作輶軒今語」とあることによる。

②⑤ 『翼教叢編』巻四、長興字記駁義。なお本章註⑩で引いた『湘報』第一百三十四号、徐大宗師按試衡州府属経古併正場題、清泉文童に、「伊尹学派論」の試題が確認できる。

②⑥ 『翼教叢編』巻五、賓鳳陽等上王益吾院長書。

②⑦ 『翼教叢編』巻四、非幼学通議。

四 紳権のゆくえ

王先謙、葉德輝らを中心とする湖南の保守派が展開した反変法の活動につき、代表的なものを挙げれば、光緒二十四年四月二十五日の樊錐駁逐案、五月二十二日の「湘紳公呈」、六月二十五日の「湘省学約」、七月の賓鳳陽等掲帖案がある。

このうち樊錐駁逐案は、光緒丁酉科拔貢樊錐により『湘報』紙上で発表された「開誠篇」、「発錮」等の論説が、樊氏の郷里邵陽県の郷紳の怒りに触れ、「乱民樊錐をもつて駁逐して境を出でしめ、永くその籍に在りて再び乱を倡うを行うを容

②⑧ 『葵園四種』虚受堂文集卷一、科挙論上。

②⑨ 『翼教叢編』巻四、非幼学通議。なお前引の「今日典試之人」以下の一文は、「指不勝数」の下に入る葉氏自註。

③⑩ 梁啓超編『中西学門径書』幼学通議（もと『時務報』自第十六冊至第十九冊、後、「飲冰室合集」文集之一、変法通議、論幼学）。

③⑪ 『時務報』第五冊（光緒二十二年八月十一日）、論学校一、総論（後、「飲冰室合集」文集之一、変法通議、学校総論）。

③⑫ 『翼教叢編』巻五、湘省学約。「湘省学約」が六月二十五日に成ったと言うのは、『師伏堂日記』第三冊、光緒二十四年七月廿九日に、「（時務日）報云、六月廿五日湖南岳（麓）、城（南）、求（忠）三山長猶聚議阻撓新政、守旧者多和之」とあるのによる。

③⑬ この語は李燕「毓資治通鑑長編」熙寧四年三月戊子の、神宗と文彦博との会話に出る。なおこの点については、はじめに註④所引の呉晗「論皇権」を参照。

③⑭ 『師伏堂日記』第三冊、光緒二十四年四月初八日。

③⑮ 『翼教叢編』巻六、葉吏部与劉先端黃郁文函生書。

③⑯ 『葵園四種』自訂年譜、光緒二十四年。

れず。並びに刊刻して条を逐いて四処に張貼し、通省に播告す」となった事件、「湘紳公呈」と「湘省学約」は上文で述べた通り、それぞれ王先謙、葉德輝を中心とする士紳、岳麓、城南、求忠三書院の山長が連合して學術を正すことを主張した事件、賓鳳陽等掲帖案は、賓鳳陽が王先謙に「公呈」の提出を請うた書信を何ものかが入手し、それに卑語を挿入したうえ各地に送付、公開し、これがもとで陳宝箴と王先謙の間に論争が起こったという事件である。これらの活動について注意すべきは、湖南の保守派が團結し、しかも彼らの意見を公論に訴える形で主張していることである。

湖南における反変法活動の急先鋒は、葉德輝であった。^③葉氏は前述の「湘紳公呈」に参与する以外にも、積極的に変法に反対する文章を書き、あるいは友人や学生に書信を送り、変法政策の進展を阻止しようとしていた。葉氏のこれらの文字は、ほぼ『翼教叢編』に収録されており、今も我々は彼らの主張を知ることができるのであるが、葉氏はこれらの一部をパンフレットとして流布させ、反変法のキャンペーンを展開していた。例えば前章で引いた「輪軒今語評」である。光緒二十四年三月十九日、葉氏の來訪を受け「久しく談じた」皮錫瑞は、当日の日記に「その輪軒今語評のいかなる説法なるを知らず」と書いており、この時にはすでに、葉氏が「今語評」の公開を計画していたことを推測させる。一月余り後の閏三月二十九日、皮氏はついに「刻する所の輪軒今語評」を手にしたと言い、これにより単行された「今語評」が存在したことを知ることができる。同じく皮氏の日記によって葉氏の活動を示せば、閏三月二十五日、皮氏が南学会で同志と「近事を談じた」際、「松甫（畢永年）は祭酒（王先謙）の答書を背誦す。煥彬（葉德輝）は刊布を為さんと欲す、何ぞ苦しむことかくのごときや」と言っているし、^④四月初七日には、「宣翹（戴德誠）の信を得るに、煥彬の下す所の哀的美敦書（ultimatum、最後通牒）を以つて見示す。もとこれを置きて答えざらんと欲するも、彼刊行せんと欲すれば、味者の一偏の言に蔽われんことを恐れ、すなわち勉めてこれに答う」と言う。^⑤皮氏は葉氏への返信で、両者のやり取りした書信を刊行せぬよう求め、翌初八日には戴德誠とともに実際に葉氏のもとを訪れ、刊行におよばぬよう強く求めている。^⑥これは恐らく葉氏が書信の刊行を言うことで、皮氏らが変法運動に関わることを思いとどませようとした、ということなのだろう。^⑦

これらの書信が実際に単行されたかどうかは確認できなかったが、葉德輝がこれら反変法の文字を集めて一書となし、『明辨録』と名づけて刊行していたことは事実である。^⑩「戊戌閏三月」と署される葉氏の序は、「邵陽の石陶鈞、衡陽の劉煥辰、清泉の黃駿、余に従いて字を問う。年は皆志学（十五歳）なれば、しばしば書有りて相い誠約す。外間に頗る伝わる者有り。呉県の羅紹元、山陰の汪祖翼は録して梓民に附す」と言う。これによれば、閏三月頃には葉氏の書信が、恐らくは伝鈔によるものながら流布していたと知ることができ、これらの書信は、遅くとも六、七月頃には『明辨録』という形で刊行されていた。^⑪ 湖南における保守派の組織化と彼らによる宣伝活動は、相当の規模をもって行われていた。

反変法の活動は湖南のみで行われていたのではなく、湖北の張之洞幕も同様の活動を展開していた。張氏の幕僚梁鼎芬は孫瀨の「駁保国会章程」を手に入れ、「排印して散送せんことを擬し」ていたし、^⑫ 梁氏が黃遵憲、陳宝箴らに発した康、梁と袂をわかつよう逼った電報は、「武昌の士子、伝鈔すること甚だ多く、久しく已に人口に膾炙」していたと言う。^⑬ この電報の外にも梁氏は、礼部尚書許应騫、御史文悌の康有為を弾劾する上奏を「千本を合刻し、両湖の人士に分散」して康有為一派を攻撃し、これらのことは「函有り電有り、両湖の人士は皆よく言うなり」、つまり梁氏の宣伝は、湖北、湖南の両地で相当な効果を挙げていた。^⑭ 同じく張之洞幕にあった陳慶年はこの年三月、閏三月の間、康有為の『新学偽経考』に反駁するため「衛経答問」なる一文を作成し、^⑮ 続いて「衛教答問」を書くことを計画していた。^⑯ 閏三月十八日に張之洞に謁した陳氏は、「師（張之洞）意は正学報を以て諸報の謬論を辟しりぞくに在り、謂えらく余の衛経、衛教の二書、作りて成すことあたわはば最もよし」と記している。^⑰ ここで張之洞は、報紙である『正学報』と同じ役割を「衛経、衛教の二書」に期待しているのだから、この両「答問」の作成も、刊行を念頭に置いてのことだったに違いない。梁鼎芬は王先謙に宛てた書信で、「この間刻するに許（忠騫）尚書師、文（悌）御史の奏稿有り。数本を奉上せば、湘刻を以て我に酬われんことを望む」、また「請うらくは張（祖同）、黄（自元）、葉（德輝）諸公に告げ、力を戮たてて心を同じくし、以てこの賊を滅ばさんと誓わしめんことを。忠義を發揮し、勢がために懼れず、禍がために動かされざれば、至誠の積あむる所、

終に肅清の一日有りて、大いに人心に快とせん。皇天后土、実にこの志を鑒みん」と言っている。^①梁氏のこの発言は、湖北と湖南の反変法活動の間に連携が生じていたことを証しており、実際に葉德輝の刊行した『輶軒今語評』、『明辨録』が、張之洞幕で読まれていたことを確認できる。^②また四月には湖南の保守派は連名で湘籍の京官を突きあげ、御史徐樹銘、黃均隆に湖南の変法派を弾劾させていた。^③光緒二十四年夏頃には、反変法の活動も省界を越えた広がりを見せようとしていたのである。

梁節庵（梁鼎芬）を過れ、康有為、近く旨を奉じて書を修め、大いにその学を張らんと擬すを知る。余謂えらく、彼は十余年間、その偏解を鋭くし、時どきに撰述を出すも、海内の士夫、一字に着きて以って匡救を為す無く、故に彼は猖狂することここに至るを得。これを譽うるに西人は日夜製造し、到る処に行銷し、以って我が財を呑む。しかれども我に一廠の以ってこれと抵制する無ければ、撫膺して氣を涌くと雖も、事に益する無し。故に彼を制するには他術無し、我輩に在りても貨を造るのみ。何ぞ彼我を畏れんや。^④陳慶年は康有為の邪説がその猖狂をほしいままにするのを目にし、かく述べた。変法派に対抗するためには、彼らも「撰述を出」し、「到る処に行銷」せねばならない。清末の士人の抱えた危機意識が、我にもあらず皇権、及び士という階級の相対化を実現しようとした時、士人の一部はおそれおののき、その結果士論は分裂した。そして王先謙、葉德輝ら保守的な士人は、急進的な士人に猛烈な攻撃を加えた。ちようどその時、光緒帝は「康逆」によつて籠絡され、あろうことか急進派に肩入れしようとする。このような状況のもと、彼ら保守派はいかにして「康逆」に対抗しようとするのか。それは彼らも自らを組織し、政治的宣伝を行うことで、天下の正論を喚起することによつてであった。これは陳氏の言うように、彼らが憎んでやまない「康逆」の手法を、そのまま用いたものではないのか。

本稿の冒頭で見たように、王先謙ら保守派の立場は、「君権の独立至上論」というべきものであった。皇帝と士人の意志は、一体でなければならぬ。しかしこのような考えは、彼ら自身の行動によつて裏切られている。中央の政策がこのまま推進されるならば、士という階級そのものが危うくなること、ここに思い至った時、彼らはあえて皇帝の意志に従わ

ないことを選択した。彼らの意識の中においては、本来ならば皇帝は自らの側に在るはずであり、「政を乱す」「康逆」を排除しさえすれば、皇帝と士人はかつての幸福な一致に回復できるはず、このような「匡救」の論理によって、その反抗は免罪さるべきものだったのだろう。しかしこの論理はあまりに苦しい。保守派の行った宣伝活動は、彼らも自らの主張を訴えるべき対象として、皇帝の外に、士人の公論というべきものを想定せざるをえなかったと示しているではないか。後の慈禧太后による政変によって、保守派が抱いた悪夢はかくも回避され、皇権と紳権は再び抱擁を交わすことになった、かに見える。しかしこの時、保守派においても皇権の相対化は進もうとしていた。

- ① 『翼教叢編』巻五、邵陽士民驅逐亂民樊錐告白。樊氏の「開誠編」は、『湘報』第三号、第十二号、第二十四号に分載、「発錘」は第三十八号に掲載。樊氏の経歴及びこの驅逐案については、湯志鈞『戊戌変法人物伝稿（増訂本）』（中華書局、一九八二年）巻六、樊錐を参照。
- ② これらの案件については、第一章註⑩所引の黄彭健『戊戌変法史研究』論光緒丁酉戊戌湖南新旧党争、第一章註⑬所引の藤谷浩悦『湖南変法運動の展開と郷紳による抵抗の論理』を参照。なお資鳳陽等掲帖案について、黄氏はこれを資鳳陽の陰謀と決めつけている。しかし黄氏はそれを証明する根拠を示しておらず、藤谷氏の言うごとく、資氏の書簡に改竄を加えたのが誰かということは、いまや知ることができない。
- ③ この点については、『師伏堂日記』第三冊、光緒二十四年七月初五日、初七日、初八日各日の記述を参照。
- ④ 『師伏堂日記』第三冊、光緒二十四年三月十九日。
- ⑤ 『師伏堂日記』第三冊、光緒二十四年閏三月廿九日。
- ⑥ 『師伏堂日記』第三冊、光緒二十四年閏三月廿五日。引文中の「祭酒答書」は、『翼教叢編』巻六、王益吾祭酒復畢永年書。
- ⑦ 『師伏堂日記』第三冊、光緒二十四年四月初七日。葉氏の最後通牒とは『翼教叢編』巻六、葉吏部与戴宣翹校官書のことか。皮氏がこの日したためた返書は、同書巻六、葉吏部答皮鹿門書に対するもの。
- ⑧ 『師伏堂日記』第三冊、光緒二十四年四月初七日、初八日各条。
- ⑨ なおここで触れた皮錫瑞と葉德輝の論争については、吳氏『通経致用』の両氏がその内容につき詳細な研究を行っている（吳氏『通経致用』一代師「岳麓書社、二〇〇二年、第四章、「登堂開講、議論衍衍」、第三節、皮、葉之争和南学会「停議」考辨、張氏『葉德輝生平及學術思想研究』湖南師範大学出版社、二〇〇八年、第二章、辟佛之韓愈、第二節、成爲旧派之領袖）。
- ⑩ 『明辨録』については、鄭兆江『湖南新旧党争淺論并簡介』『明辨録』（『歴史檔案』一九九七一）を参照。
- ⑪ 『明辨録』序（前註所引の鄭兆江『湖南新旧党争淺論并簡介』『明辨録』）。
- ⑫ ここで六、七月と言うのは、葉氏が『翼教叢編』巻六、葉吏部与段伯猷茂才書で『明辨録』の参照を求めていることによる。この書信は文中で、五月二十日の文梯が康有為を弾劾した上奏に触れており、すでに江西にいた皮錫瑞が『時務日報』により文梯の上奏を見たのが六月十九日（『師伏堂日記』第三冊、同日）、『湘報』が文梯の上奏を掲

載したのが六月二十二日(第二百二十三号)、二十四日(第二百二十五号)であることから、ほぼ六、七月中の執筆と推測した。

⑬ 陳慶年「戊戌己亥見聞録」(『近代史資料』八十一、一九九二年)光緒二十四年四月二十一日。

⑭ 上海図書館編『汪康年師友書札』第二冊(上海古籍出版社、一九八六年)梁鼎芬第六十五信。

⑮ 『申報』光緒二十四年九月十八日、読梁節庵太史駁叛犯康有為逆書書後。

⑯ 「戊戌己亥見聞録」光緒二十四年三月十五日、閏三月三日各条。

⑰ 『汪康年師友書札』第二冊、陳慶年第五信。

⑱ 「戊戌己亥見聞録」光緒二十四年閏三月十八日。なお『正學報』は張之洞の指示により、梁鼎芬、王仁俊、章炳麟らによって湖北で籌備

おわりに

戊戌の秋八月、康有為の逆を謀るの事覚れ、その党の康広仁等は皆誅に伏す。先んずること一歳、湖南は時務學堂を創設し、大吏(陳宝箴)は康の弟子梁啓超を延べて教習と為し、学使徐仁鏞は相いともに主張し、その説は一時に風靡す。独り奂彬(葉德輝)のみ辞わりてこれを辟け、昔年に徐の門下に出ずるを以って畏避する所有らず。また先謙等と上は大吏に事え、書を友朋に貽るは、匡救の功、ともに倫比する無し。①

戊戌の年に伸長せんとした紳権は、最終的に敗北した。しかし彼らが敗北した皇権は、もはや清初における垂直支配を可能とするような強力な皇権ではなかった。では清末の衰微しつつある皇権は、いかにして伸長しつつある紳権を打倒し、政変後の政策を定着させることができたのか。それは紳権の力を借りることによってであった。

あくまで皇権との一体感を維持しようとし、皇権のために立ち上がった王先謙ら保守派の士人たちは、彼らは主観的には、

されていた報紙であるが、実際には創刊に至らなかったらしい(はじめに註②所引の湯志鈞『戊戌時期的学会和報刊』第六章、学会林立、報刊盛行、第三節、戊戌時期的主要学会和報刊、四、湖北)。

⑲ 『翼教叢編』卷六、梁節庵太史与王祭酒書。なおこの書信は文中で五月二十二日に提出された「湘紳公呈」に触れているから、ほぼ六月頃の執筆であろう。

⑳ 「戊戌己亥見聞録」光緒二十四年四月二十一日、七月三十日各条。

㉑ 『国聞報』光緒二十四年四月初六日、湘撫被劾、黄鴻寿『清史紀事本末』卷六十六、戊戌政変。なおこの件については、『我史』光緒二十四年第五十三段、及び茅海建による該段への考証を参照(第一章註

⑤所引の『從甲午到戊戌』)。

㉒ 「戊戌己亥見聞録」光緒二十四年五月十二日。

いつまでも皇権のためにあろうとしたに違いない。しかし王先謙らが自らの活動によつて康有為らを打倒した「匡救の功」を誇る時、もはや彼らが防衛しようとする皇権は、彼らの参与を排除するものではなくなっている。変法運動期における変法派と保守派の闘争は、たとえどちらが勝利を収めようとも、結局は紳権の伸長を結果することにしかならなかつたのである。

① 「葵園四種」虚受堂詩存、戊戌、贈葉德輝與彬詩王氏自記。

（北京第一外国語学院日語学院外籍教師）

Next, I address the correspondence of Uicheon (Yitian) 義天 from Goryeo (Gaoli) that is included in the *Taegak kuksa munjip (Dajueguoshi waiji)* 大覺國師外集 make clear the historical fact of the existence of a work by Xianyan that was presented by the Khitan bureaucrat Yelusiqi 耶律思齊 to Uicheon. Before the works of Xianyan were widely circulated in the Khitan state, Uicheon obtained this work and published it in Goryeo. Uicheon presented the printed book to the Khitan court, and it was then published as the work of Xianyan by the state publishing facilities (Yanjing Hongfasi yinjingyuan 燕京弘法寺印經院) on the order of Daozong, and that printed version was presented to Uicheon by Yelusiqi. Xianyan's work traveled from Khitan to Goryeo, and then from Goryeo to Khitan and back again to Goryeo from Khitan. This form of the circulation of Buddhist scripture between the two states of Khitan and Goryeo has not previously been recognized. The style of the circulation of Xianyan's work indicates the multifaceted form of the exchange of Buddhist culture between Khitan and Goryeo at this time and permits us to reconsider the role of Uicheon in that exchange.

The Meaning of the Anti-Reform Activities in the 24th Year of the Guangxu Era

by

YAOTANI Akiyoshi

The aim of this paper is to provide a new perspective on the meaning of conflict between the old and new factions during the 25th, Wuxu 戊戌, year of the era by analyzing the claims and activities of Hunan 湖南 conservatives in the 24th year of the Guangxu 光緒 era (1898). Intellectuals who took part in the Wuxu reform movement formed their own political argument distinct from that of the government. Furthermore, they sought political participation in order to implement their goals. Attacks on such reformers were delivered not only from within the government but also from lower and middle-class scholars outside the seats of authority. Opinions of the scholars appear to have been divided at the time. The split was between the reformers who viewed the will of the government in relativistic terms and the conservatives who clung tenaciously to its authority, identifying with it. The fiercest struggle between the old and new factions, with the exception of the Beijing 北京 area, arose in Hunan province where the split was clear, and the Hunan conservatives sought to maintain their sense of unity with

imperial authority. However in the summer of the 24th year of the Guangxu era, even after the central government decided on a reform policy, Hunan conservatives maintained their resistance to implementation of reform. Why then did these conservatives who aspired to unity with the will of the authorities refuse to follow the central government?

Reform of the civil service examination system 科舉 was one of the policies promoted by the reformers. If this reform plan had been put into practice, it would have created a new path for social advancement aside from the traditional recruitment channel. Given support from the central administration, this examination reform was about to be implemented. In Hunan, it was on the verge of obtaining broad support from lower and middle-class scholars because of a proactive approach by the provincial leadership. The reform, however, would destabilize the examination system that had assured the scholars' authority and actual advancement in society and threaten the class of intellectuals itself. In fact, reformer Liang Qichao 梁啟超 argued that he recognized principles of learning other than the teachings that made scholars who they were. This shows that for reformers the assumption that politics and morality were one and the same was weakened, whether they were conscious of it or not. If they continued to implement reform, it would necessarily lead to the self-destruction of the scholar class. Conservatives realized the risk, which eventually drove them to stand against the emperor's will.

Under the unusual situation in which the emperor supported the reformers, how did conservatives who had risen to save the emperor try to defeat the reformers? What they did was to arouse public opinion by organizing themselves and launching political propaganda, as had the reformers. Hunan conservative leaders like Ye Dehui 葉德輝 and Wang Xianqian 王先謙 tried to thwart the development of the reformers' policy by printing their own arguments and then distributing them as booklets. Such activities were not limited to the Hunan conservatives. They formed a coalition with intellectuals under Zhang Zhidong 張之洞 in Hubei 湖北, and in addition they made contact with central government officials. It is fair to say that the process of organizing of conservatives took place on a substantial scale.

Contrary to the intention of the conservatives, their movement led to the relativization of imperial authority. This is because the conservative movement demonstrated that they also had to assume that the public opinion of the intellectuals, and not simply the emperor, was an object to which they must appeal their cause.